

「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～ (愛媛県版)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金（愛媛県793円）の差額が30円以内（愛媛県の場合823円以下） ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		

上記のコースは令和2年度第3次補正予算案に基づく措置であり、事業完了の期限は令和4年3月31日です。
令和2年度の25円・60円・90円の3コースは令和3年1月29日で受付を終了しました。

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

申請・お問い合わせ先

◆ 愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 TEL 089-935-5222

助成金の活用については、「愛媛働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階 フリーダイヤル 0120-005-262



厚生労働省・愛媛労働局

(R3.1.5)